

和解の規律に関する諸外国の制度

1. アメリカのクラス・アクション

(1) 連邦民事訴訟規則第 23 条 (渡辺惺之, 吉川英一郎, 北坂尚洋編訳『英和対訳 アメリカ連邦民事訴訟規則 2004-2005 Edition』69 頁)

第 23 条 クラス・アクション

- (a) クラス・アクションの基本的要件 (略)
- (b) クラス・アクションが許される場合 訴えは本条 (a) の要件を満たしかつ以下に定めるいずれかの要件を満たす場合にクラス・アクションとして訴えることができる。
 - (1) クラスの個々の構成員により若しくはそれに対して個別に訴えを提起することが、次のような危険を生じる場合、
 - (A) クラスの個々の構成員との関係で裁判の不一致若しくは相違が、相手方当事者に矛盾した行動を命じることになる場合、又は
 - (B) クラスの個々の構成員との関係で裁判が、実際には、他の構成員で裁判の当事者でない者の利益の処分となり、若しくは、その者の利益の主張を実質的に害し又は妨げることになる場合、
 - (2) クラスの相手方当事者が、そのクラスの全体に関わる理由から、ある作為をなし若しくはそれをなすことを拒んでいるために、クラス全体との関係で最終的な差止めによる救済、又は、クラス全体に対応した宣言による救済が適切とされる場合、
 - (3) 裁判所が、クラスの構成員に共通する法律又は事実に関わる問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め、かつ、クラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れていると認めた場合。この認定に際しては以下に掲げる事項を考慮するものとする。
 - (A) クラスの個別構成員が別々の訴訟で個別的に請求及び防御をなすことに関して有する利益、
 - (B) その紛争に関してクラスの個別の構成員が既に開始し又はその者に対して開始された訴訟の範囲と性質、
 - (C) 請求に関する訴訟を特定の法廷地に集中させることが望ましいか否か、
 - (D) クラス・アクションの管理に際して予想される困難。
- (c) クラス・アクションの認可命令等 (略)
- (d) 訴訟指揮に関する命令 (略)
- (e) 示談、同意に基づく却下、又は、和解
 - (1) (A) 裁判所は、請求、争点、防御に関して、認許されたクラスがなす示談、同意に基づく却下、又は、和解を許可しなければならない。

(B) 裁判所は、提案された示談、同意に基づく却下、又は、和解に拘束される全てのクラス構成員に対し合理的な方法で通知をなすように命じなければならない。

(C) 裁判所は、クラス構成員を拘束することになる示談、同意に基づく却下、又は、和解が公正で合理的かつ適切であることについて審査し、その判断が得られた場合にのみ許可することができる。

(2) 第 23 条 (e) (1) に基づき示談、同意に基づく却下、又は、和解の許可を得ようとする当事者は、その示談、同意に基づく却下、又は、和解に関連してなされた全ての取決めを明らかにする陳述書を連出しなければならない。

(3) 裁判所は、第 23 条 (b) (3) によりクラス・アクションとして認許された訴えについては、先に除外を要求する機会を与えられたがそれをしなかった個別クラス構成員に改めて除外を要求する機会を与えない限り和解を許可しないことができる。

(4) (A) 全てのクラス構成員は、第 23 条 (e) (1) (A) に基づき裁判所に許可を求めるよう提案された示談、同意に基づく却下、和解に異議を申し立てることができる。

(B) 第 23 条 (e) (4) (A) による異議は裁判所の許可なく取り下げることはできない。

(2) クラス・アクション公正法（平成 18 年度内閣府海外調査『ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査』App-c2-3）

28 U.S.C. 1712. クーポン和解

(a) ~ (e) (略)

(e) 裁判所によるクーポン和解の審査—クラス構成員がクーポンを付与される和解案において、裁判所は、当該和解がクラス構成員にとって公正で、合理的で、十分であるか否かを決定するための審理を行い、そうであるという書面による認定を作成した後にもみ、和解案を承認することができる。裁判所はまた、その裁量により、両当事者によって合意されたように、和解契約が請求されなかったクーポンの価値分を 1 以上の公益団体または政府機関へ分配することを定めることを求めることができる。本項に基づく収益の分配および償還は、本条の弁護士費用の計算には用いられないものとする。

28U.S.C. 1715. 適切な連邦および州の職員に対する告知

(a) 定義

(1) 適切な連邦職員—本条において、用語『適切な連邦職員』は以下のものを意味する。

- (A) 合衆国司法長官、または、
- (B) 被告が連邦の受託機関、州の受託機関、受託機関持株会社、外国銀行、またはこれらの子会社である非受託機関（用語は、連邦預金保険法の第3条(12 U.S.C. 1813)に定義される）であるあらゆる事件において、クラス・アクションで主張された事項の一部または全部が、その者による取締りまたは監督に服する場合、被告に関して、連邦の取締りまたは監督の責任を主として負う者。
- (2) 適切な州の職員—本条において、用語『適切な州職員』は、クラス・アクションで主張された事項の一部または全部が、その者による取締りに服する場合、その州において、被告に関して取締りまたは監督の責任を主として負う者、または、その州において、被告にその州で事業を行うことを許可、ないし、さもなければ認可した者を意味する。主たる取締官、監督官、許認可権限者がいないか、またはクラス・アクションにおいて主張された事項が、その者による取締りまたは監督に服しない場合は、適切な州職員は州司法長官とする。
- (b) 一般—クラス・アクションの和解案が裁判所に提出されてから10日以内に、和解案に参加している各被告は、クラス構成員が居住する各州の適切な州職員および適切な連邦職員に対して、以下のものから成る、和解案の告知を送達するものとする。
- (1) 訴状および、訴状ならびに修正された訴状とともに提出された資料（その資料がインターネットを通じて電子的に入手可能であり、送達が、その資料に電子的にアクセスする方法の告知を含んでいる場合には、その資料の送達は要求されないものとすることを除く）の謄本、
- (2) 当該クラス・アクションにおけるあらゆる予定された裁判所の審理の告知
- (3) クラス構成員に対する、以下のことについての、あらゆる提案された告知または最終の告知、
- (A) (i) 構成員の、クラス・アクションからの除外を要求する権利、または、
- (ii) 除外を要求する権利がない場合、そのような権利がないことの言明、および、
- (B) クラス・アクションの和解案、
- (4) あらゆる提案された、または最終のクラス・アクション和解、
- (5) クラス訴訟代理人と被告の訴訟代理人との間においてなされたあらゆる和解、または同時になされたその他の合意、
- (6) あらゆる終局判決または取下げの告知、
- (7) (A) 実現可能な場合は、その州の適切な州職員に対して、各州に居住するクラス構成員の氏名、および全和解に対する当該構成員の請求の予測される分配率、または、
- (B) (A)の情報の提供が実現可能でない場合は、各州に居住するクラス構成員の合理的に予測される人数、および全和解に対する当該構成員の請求の予測される分配率、および、

- (8) (3) ないし (6) に定める資料に係るあらゆる書面による裁判所の見解。
- (c) 受託施設の告知 (略)
- (d) 最終承認 - 和解案の最終承認を与える命令は、適切な連邦職員に(b)項で要求される告知が送達された日または適切な州職員に(b)項で要求される告知が送達された日のいずれか遅い方の日から 90 日以内に発令することはできない。
- (e) 告知が行われない場合の不承諾 (略)

2. カナダ・オンタリオ州のクラス・アクション

(1) 大村雅彦「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（上）」 NBL911号 39-40 頁

「5 判決および和解

(1) 構成員の手續権保障と判決効の拡張 (略)

(2) 和解

ほとんどのクラス訴訟は和解で終わる。和解交渉は双方の弁護士を通じて行われ、事件担当裁判官とは別の裁判官が関与して調停形式で行われることもある。

和解は、裁判所の許可を得なければ効力を生じず、逆に、裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する(29条項・3項)。裁判官は、和解の許可の審理において、和解案が公正かつ合理的で、関係者(クラス構成員)の最善の利益に適うものであるようにする責務を負うとされる。

ところで、クラスアクションの、とりわけ和解の局面においては、弁護士とクラス構成員との利益相反が生じやすい。弁護士にとっては、訴訟の早い段階で（訴訟にあまり経費をつぎ込まない段階で）、定率の全面成功報酬を得るために低めの賠償額でも妥協するインセンティブが働くからである（アメリカやカナダで問題とされる「濫用」の最大の局面は、弁護士とクラス構成員との利益相反の局面であり、それゆえ和解には裁判所の許可が要件とされる）。そこで、代表原告側弁護士は「クラス」に対して「受託者としての義務」(fiduciary duty)を負っており、和解交渉に際しては「クラス」の利益を最優先しなければならないと強調されている。(略)」

(2) 条文（大村雅彦「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（下）」 NBL912号 82 頁）

第17条 認可の告知

(1) クラス構成員に対するクラス訴訟の認可の告知は、代表当事者が、本来に定めるところに従って行わなければならない。

(2) 告知の不要化 (3) 項に掲げる諸要素を勘案して裁判所が適切と考えるときは、裁判所は告知を不要とすることができる。

(3) 告知に関する決定 裁判所は、次に掲げる諸要素を勘案した上で、告知の次期および方法を定める決定をしなければならない。

(a) 告知に要する費用

(b) 訴えで求められている救済の内容

(c) クラス構成員の個々の請求権の規模(額)

- (d) クラス構成員の人数
 - (e) クラス構成員の住所
 - (f) その他関連する事項
- (4) 同前 裁判所は、告知的方法については、次に掲げる方法を用いることができる。
- (a) 直接の交付または郵送
 - (b) 掲示、広告、出版、またはちらしの配布
 - (c) クラスの中のサンプル・グループに対する個別的告知
 - (d) 裁判所が適切と考える方法、またはいくつかの方法の組み合わせ
- (5) 同前 裁判所は、クラス構成員が異なるに応じて異なる方法での告知をするよう、命ずることができる。
- (6) ～ (7) (略)

第 19 条 利害関係人の利益を守るための告知

- (1) クラス訴訟がいかなる手続段階にあらうとも、裁判所は、クラス構成員もしくは当事者の利益を保護するために、または、訴訟の公正な運営を確保するために、裁判所が必要と考える告知をするよう、いかなる当事者にも命ずることができる。
- (2) 同前 本条に定める告知には、必要な修正を加えて 17 条(3)項ないし(5)項の規定を準用する。

第 29 条 訴訟の取下げ、放棄、および和解

- (1) 本法に基づいて開始された訴訟および本法に基づいてクラス訴訟として認可された訴訟は、裁判所が適切と考える条件の下に、裁判所の許可を得たときのみ、取下げまたは放棄をすることができる。
- (2) 和解についての裁判所の許可 クラス訴訟における和解は、裁判所の許可を得なければ、効力を生じない。
- (3) 和解の効力 クラス訴訟における和解は、裁判所の許可を得たときは、クラスの構成員全員を拘束する。
- (4) 告知：却下：取下げ：放棄または和解遅延を理由に訴訟を却下する場合、または、取下げ、放棄、もしくは和解を許可する場合は、裁判所は、19 条に基づく告知をすべきか否かを決めるとともに、告知をする場合、次の事項を告知に記載すべきか否かを決する。
- (a) 訴訟の運営に関する説明
 - (b) 訴訟の結果に関する説明
 - (c) 和解金の分配に関する計画

3. カナダ・ケベック州のクラス・アクション

(1) カナダ・ケベック州のクラス・アクション（平成 21 年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査』報告書 31 頁）

「(e) グループ代表者の訴訟追行について、一定の制限が設けられている。具体的には、自白 (aveu) は、構成員に損害をもたらすと裁判所が認めた場合には、構成員を拘束しないものとされ (同法 1014 条)、また、訴えの取下げ等も裁判所の許可及び裁判所が必要と認める条件を満たさない限り、認められない (同法 1016 条)。さらに、和解の受諾又は認諾についても、裁判所の許可を得ることが必要とされており、かつ、この許可は、その旨の通知が構成員に対してなされなければ付与されない (同法 1025 条)。」

(2) 条文（平成 21 年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査』報告書 309 頁）

第 1025 条

- ① 和解、真正の申出 (offres reelles) の受諾又は認諾は、それが請求の全体について留保にされる場合を除き、裁判所の許可がない限り、無効である。この許可は、通知 (avis) が構成員に対してされた場合にのみ、付与することができる。
- ② 前項の通知 (avis) は、以下の情報を含むものとする。
- a) 和解が特定の日及び場所に許可のため裁判所に提出される旨
 - b) 和解の内容及び定められた履行の方法
 - c) 構成員が自己の権利を立証するためによるべき手続
 - d) 構成員が提案された和解及び必要があれば残余金 (reliquat) の処分についての意見を裁判所に述べることができる旨
- ③ 判決は、必要があれば、第 1029 条から第 1040 条までの適用の方式を定める。

4. デンマークのクラス・アクション

(1) グループメンバーへの通知等（上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL917号77頁）

「8 判決および和解のグループメンバーに対する効力

(1) (略)

(2) グループ代表者が相手方当事者との間でする訴訟上の和解は、裁判所の認可により効力を生じ（第254条h）、集団訴訟を構成するグループメンバーを拘束するものとなる。和解の内容がグループメンバーを平等に扱っていないか、明らかに不当なものである場合以外は、裁判所はこれを認可しなければならない（第254条h）。和解の認可決定は、グループメンバーに通知することを要する。ノルウェー法とは異なり、以上の和解に関する規定は、集団訴訟の2つの類型を通じて共通である。」

(2) 条文（上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL917号79頁）

第254条e I～VIII (略)

IX 集団訴訟の範囲に含まれる者は、本条第1項から第8項までに定められた条件、集団訴訟への参加および集団訴訟からの脱退のそれぞれにつき、その法的効果につき、通知を受ける。通知は、裁判所が決定する方法によって行う。裁判所は、通知の全部または一部を公告の方法により行うことを決定することができる。裁判所は、グループ代表者に対して、通知を行うよう指示することができる。グループ代表者に対して、通知に要した費用を暫定的に支払うものとする。

第254条h 集団訴訟を構成する請求に関してグループ代表者が締結する合意は、裁判所が合意を認可した場合において有効となる。合意において個々のグループメンバーの差別的処遇が発生する場合、または合意が明らかに不当である場合を除き、裁判所は合意を認可しなければならない。集団訴訟を構成するグループメンバーは、合意に関する裁判所の認可について通知を受けるものとする。第254条e第9項第2文から第5文までの規定を準用する。

5. ノルウェーのクラス・アクション

(1) クラスアクションの告知（三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（下）」NBL916号52頁）

「11 判決及び和解

（略）

クラスアクションにおける和解については、手続に参加しないクラスメンバーを保護するために、和解内容について裁判所の認可を要するかどうかという問題がある。ノルウェー法の下では、オプトイン型とオプトアウト型とで規律を異にする。すなわち、オプトアウト型では裁判所の認可を要するものとされているのに対し、オプトイン型では不要であるとされている（35-11条3項）。したがって、オプトイン型では、和解に対する裁判所監視や後見は、通常の訴訟における和解の場合と異なる（注22）。

（略）」

（注22）通常の和解における裁判所の監視や後見としては、和解が強行法規に違反していないか、当事者が処分できる権利や利益であるか、和解の形成過程に詐欺や強迫などが無いかなどがある。

(2) 条文（三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（下）」NBL916号51頁）

第35-4条 集団訴訟の認可

(1)～(3) (略)

(4) 本条第(1)項から第(3)項までに定める決定は、中間的決定としてなされなければならない。上訴に関して第29-3条第(2)項は適用されない。

第35-5条 認可された集団訴訟の告知

(1) 略

(2) 通知又は公告には、集団訴訟及び集団訴訟手続の意味するところ（集団構成員としての登録又は登録抹消がもたらす影響、訴訟費用を負担する潜在的な責任、和解に関する集団代表者の権限を含む）を明確に記載しなければならない。通知には、集団登録を行うことができる期限を記載しなければならない。

(3) 略

第 35-7 条 集団構成員の登録を要しない集団訴訟

- (1) 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者たちが集団登録をすることなく集団構成員となるべき旨の決定をすることができる。
 - a) その者たちが有する請求の金額又は利益が非常に小さく、その者たちの中の相当に多数の者が個別の訴えを提起することはないであろうと推測される場合、かつ
 - b) 個別審理の必要がある争点が生じることはないと判断される場合。
- (2) 集団訴訟に加入することを望まない者は、第 35-8 条に従って手続から離脱することができる。離脱の登録は、裁判所がこれを管理する。これに対応して、第 35-6 条第(4)項を準用する。

第 35-11 条 集団訴訟で申し立てられた請求に関する判断及び和解

- (1) 集団訴訟で申し立てられた請求に関する判断は、その判断の時点における集団構成員たる者を拘束する。
- (2) 裁判所は、当事者の異議又は主張を受けて、集団構成員の全員の請求に関して同時に本案についての判断をすることが適切ではないと認めるときは、裁判を分割して、最初に集団構成員の一人または一部の請求について判断することができる。裁判所は、その後の手続では、最初の判断に従うべきではないとする特別の理由が主張されない限り、最初の判断を再審理することなく、これに従わなければならない。本項は、集団構成員が上訴の方法による再審理を求めることができない事実上または法律上または法律上の状況の判断には適用されない。
- (3) 集団訴訟における第 35-7 条に基づく和解は、裁判所の認可を要する。この認可の決定には、第 35-4 条第(4)項を準用する。

6. スウェーデン

(1) 条文（内閣府「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」第10回参考資料1）

第26条 原告が手段のために締結する和解は、判決によって確証されるときは有効である。和解は、当事者の求めに基づき、それが若干の集団構成員に対して差別的でないかまたはその他の仕方で明らかに不合理でないときは、確証されなければならない。

第49条 裁判所は、その余の規定に定めるもののほか、判決または終局的決定ならびに第26条により、確証が求められる和解について、関係する集団構成員に通知しなければならない。

（略）

7. オランダ

(1) 条文(長谷部由起子「オランダの集会的和解制度の概要(下)」NBL914号58頁)

○民法第7編

第907条[集会的和解の合意の拘束力宣言の裁判]

1. 同一の事件又は類似の事件によって生じた損害賠償金の支払いに関する合意(agreement)であって、完全な権利能力を有する財団又は社団と、その合意によって損害賠償金の支払いをすることに同意している1人又は2人以上の当事者の間で締結されたものは、当該財団又は社団がその定款によれば損害を被った者の利益を代表することとされている限り、当該合意を締結した当事者の共同の申立てに基づき、裁判所によって、損害を被った者に対して拘束力を有するものと宣言されることができる。

「損害を被った者」には、損害賠償に関する請求権を一般的にまたは個別的に取得した者も含まれるものとする。

2. [前項の]合意は、次に掲げる事項を含んでいなければならない。

- a. 合意の効力が帰属すべき者の集団の損害の性質および重大さに応じた記述
- b. 集団に属する者の人数の可能な限り正確な表示
- c. それらの者に与えられる損害賠償額
- d. それらの者が損害賠償を認められるために満たされなければならない条件
- e. [個々の権利者が]損害賠償額を証明し獲得するための手続
- f. 次条第2項第3項に規定する書面による通知(written notification)を送付することのできる者の氏名及び住所

3. 裁判所は、次に掲げる事由があるときは、[第1項の]申立てを棄却しなければならない。

- a. 合意が前項の規定に従っていないこと。
- b. 与えられる損害賠償の額が、損害の範囲、損害賠償を得ることの容易さ及び時間、ならびに損害の原因と考えられるものを特に考慮すれば、合理的ではないこと。
- c. 合意の効力が帰属すべき者の請求に対して支払いをするために提供された担保が十分ではないこと。
- d. 合意にしたがって支払われるべき損害賠償額を決定する独立の手続について、合意に定めがないこと。
- e. 合意の効力が帰属すべき者の利益の保護が十分ではないこと。
- f. 第1項に規定する財団または社団が、合意の効力が帰属すべき者の利益を十分に代表していないこと。
- g. 合意の効力が帰属すべき者の集団が、合意の拘束力宣言を正当化するに十分なほど大きくないこと。

- h. 合意にしたがって損害賠償の支払いをする法的主体 (legal entity) が存在し、それが合意の当事者ではないこと。
4. [第1項の申立てに対する]裁判をする前に、裁判所は、合意にさらに条項を追加し、又は合意の内容を変更する機会を当事者に与えることができる。
5. 第1項に規定する申立ては、合意が損害賠償について規定している限りにおいて、合意の当事者である者に対する損害賠償請求訴訟の出訴期間 (limitation period) を中断する。
- (略)
6. 合意においては、損害賠償の権利を有する者が損害賠償の即時の支払いを請求することのできる権利について知った日の翌日から1年以上の期間内に損害賠償をしないときは、合意に従った損害賠償の権利は消滅する旨を規定することができる。

第908条[集合的和解の合意の拘束力宣言の効果、オプトアウト、合意の解除]

1. 合意の拘束力宣言を求める申立てを認容する裁判が取り消すことのできない状態になったときはただちに、前条に規定する合意は、合意の当事者と損害賠償の権利を有する者はすべて合意の当事者とみなされる和解合意 (settlement agreement, *vatstellingsovereenkomst*) としての効果を有する。
2. 合意の拘束力宣言は、損害賠償の権利を有する者であって、民事訴訟法第1017条第3項に規定する裁判の公表 (announcement) から3ヵ月以上の裁判所の定める期間内に前条第2項f号に規定する者に拘束力を受けることを希望しない旨を書面で通知した者には、なんらの効果も及ぼさない。
3. 合意の拘束力宣言は、損害賠償の権利を有する者であって、前項に規定する公表のときに自己の損失を知りえなかった者には、その者が損失を知った後に前条第2項f号に規定する者に拘束力を受けることを希望しない旨を書面で通知したときは、なんらの効果も及ぼさない。
- 合意によって損害賠償金の支払いをすることに同意している当事者は、第1文に規定する損害賠償の権利を有する者に対して、拘束力を受けることを希望しない旨を陳述することができる6ヵ月以上の期間を書面で告知することができる。
- この告知 (notice) には、前条第2項f号に規定する者の氏名及び住所も記載しなければならない。
4. 合意の拘束力が宣言された後は、合意の当事者の義務を免除する条項であって損害賠償の権利を有する者に不利なものは無効とする。ただし、合意によって損害賠償金の支払いをすることに同意している当事者に対して、第2項に規定する裁判所の定める期間の経過後6ヵ月以内に、合意の拘束力宣言の効力が及ぶ損害賠償の権利を有する者が少なすぎるという理由で合意を解除する共同の権限を与える条項については、この限りでない。その場合には、解除は、2紙の新聞紙上での公表及び前条第1項に規定する財

団または社団に対する書面による通知の方法によって効力を生ずるものとする。

合意を解除した当事者は、書面による解除の通知が、知られている損害賠償の権利を有する者に可能な限りすみやかに送付されるようにしなければならない。通知の送付に際しては、損害賠償の権利を有する者の知られている最後の住所を用いることができる。

5. (略)

第 909 条[損害賠償についての裁判所の権限等]

1. ～ 5. (略)

第 910 条[合意の当事者以外の債務者の存在、残存額の当事者への支払い]

1. (略)

2. 合意によって損害賠償をすることに同意した 1 人または 2 人以上の当事者が、合意において規定された金額を支払うことにより合意に基づく義務を遵守した場合であって、損害賠償の権利を有する者に支払いをした後、残額がある場合には、その当事者は、合意の拘束力を宣言した裁判所に対する共同の申立てにより、残存する金額を管理する者に対して、全額を当事者に支払うかまたは当事者が 2 人以上いる場合には各自にそれぞれの出資額に応じて支払うように命ずる旨を求めることができる。

裁判所は、損害賠償の権利を有する者全員が支払いを受けたことについての十分な蓋然性がないときは、当該申立てを棄却しなければならない。

○民事訴訟法第 14 編

損害賠償請求権の集会的和解の合意が拘束力を有することの宣言を含み事件の手續

第 1013 条[集会的和解の合意向拘束力宣言の申立て:申立書の記載、管轄裁判所、審問期間の告知等]

1. 民法第 7 編第 907 条第 1 項に規定する[集会的和解の合意の拘束力宣言を求める]申立てを行うための申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 申立人の氏名及び住所
- b. 当該合意が関係する事件の記述
- c. 合意の効力が帰属すべき者であって、申立人に知られている者の氏名及び住所。
住所に関しては、知られている最後のものを記載することで足りる。
- d. 合意の簡潔な記述
- e. 申立て及びそれを基礎づける事由の明確な記述

2. 当該合意は、申立ての付属書類として添付されなければならない。

3. アムステルダム高等裁判所は、本条に規定する申立てを第一審として審理する専属的管轄権を有する。

4. 第 282 条第 2 項の規定にかかわらず、答弁書または提出された文書の副本は、合意の

効力が帰属すべき者に対して送付することを要しない。

5. 期日に出頭すべき旨の告知 (notice) は、第 1 項 c 号に規定する者に通常郵便で送付されなければならない。ただし、裁判所が別段の定めをした場合はこの限りでない。

告知は、裁判所が指定する 1 紙または 2 紙以上の新聞紙上での公表によっても行われなければならない。次条に規定する法的主体 (legal entities) に関しても、期日に出頭すべき旨の告知は、この方法によって行わなければならない。

告知においては、審問 (hearing) の場所および日時のほか、合意の内容の簡潔な記述および申立てが認容された場合の効果も、裁判所の定める方法で表示しなければならない。告知には、第 290 条第 1 項に規定する文書は裁判所の記録保管室 (court registry) において閲覧・謄写することができる旨も記載しなければならない、答弁書を提出する権利にも言及しなければならない。

裁判所が別段の定めをした場合を除き、本項の規定に従って告知をする責任は、申立人が負う。裁判所は、本項に規定する情報が別の方法によっても公表されることを命じることができる。

6. 裁判所は、審問の日時を決定したときは、第 282 条第 1 項の規定にかかわらず、審問の前の裁判所の定める時まで、答弁書を提出しなければならないものとするものもできる。

第 1014 条[財団又は社団による答弁書の提出] (略)

第 1015 条[係属中の訴訟手続の中止及び再開]

1. 合意によって損害賠償金の支払いが定められた請求権に関する訴訟手続は、合意の当事者であって損害賠償金の支払いを当該訴訟手続において請求されている者の申立てがあったときは、判決の言い渡される期日がすでに決定されている場合であっても、[集合的和解の合意の拘束力宣言を求める]申立てが審理されている間は、第 225 条第 2 項の規定にしたがって中止されなければならない。
2. 中止された訴訟手続は、次に掲げる場合には、第 227 条第 1 項に従って再開されなければならない。
 - a 当該訴訟手続において請求されている損害賠償が、合意には規定されていないものであるとき。
 - b 損害賠償の権利を有する者が民法第 908 条第 2 項に規定する書面を提出したとき。
 - c 申立てが認められないことが確定したとき。
 - d 民法第 7 編第 908 条第 4 項の規定に従い、合意が解除されたとき。
 - e 損害賠償の権利を有する者の利益を顧慮し、かつ、あらゆる事情を斟酌して、申立ての審問が容認しがたいほど長期にわたり、かつ、容認しがたいほどの長期間、継続することが予想されるとき。

- f 合意の拘束力を宣言する裁判が取り消すことのできない状態になった後に、当事者のいずれか一方が、[中止されている]訴訟手続の費用の支払いの命令を求めたとき。
3. 民法第7編第907条第5項の規定は、前項の規定により再開された訴訟手続における請求には適用しない。
 4. 第2項に規定されている場合を除き、係属中の訴訟手続が中止された後に合意の拘束力を宣言する裁判が取り消すことのできない状態になったときは、当事者のいずれか一方の申立てにより、当該事件は事件リストから除かれなければならない。
 5. 第225条第2項第2文、同条第3項及び第222条第2項第3項は適用される。

第1016条[専門家の報告]

1. 裁判所は、1人又は2人以上の専門家に[集合的和解の合意の拘束力宣言を求める]申立てに関連する論点について報告するように命ずることができる。
2. (略)

第1017条[拘束力宣言の裁判の送達及び新聞による告知]

1. 裁判所の記録保管室は、裁判の謄本の申立人への送達を可能な限りすみやかに、通常郵便により行わなければならない。
2. 当該裁判及び当該裁判によって拘束力があると宣言された合意は、裁判所の記録保管室で記録簿に保管され、損害賠償の権利を有する者がそこで閲覧・謄写をすることができるようにしなければならない。
3. 合意の拘束力を宣言する裁判の謄本は、当該裁判が取り消すことのできない状態になった後可能な限りすみやかに、通常郵便によって、損害賠償の権利を有する知れたる者および第1014条に規定された法的主体で訴訟手続に出頭したものに送達されなければならない。

さらに、当該裁判が取り消すことのできない状態になったことを知らせる告知は、そうした状態になった後可能な限りすみやかに、裁判所が指定する1紙または2紙以上の新聞紙上で公表されなければならない。

告知には、裁判所の定める方法で合意の内容の簡潔な記述を、特に損害賠償の方法を記載するほか、合意において損害賠償の請求をすべき期限が制限されている場合には、その期間を記載するとともに、合意の拘束力宣言の効果及び損害賠償の権利を有する者がその効果からの離脱を申し出ることのできる期間も記載しなければならない。告知には、当該裁判及び当該裁判によって拘束力があると宣言された合意は裁判所の記録保管室で閲覧することができる旨も記載しなければならない。

裁判所が別段の定めをした場合を除き、本項に規定する情報を送り告知を公表する責任は、申立人が負う。裁判所は、本項に規定する情報が別の方法によっても公表される

ことを命じることができる。

4. 申立人は、合意の拘束力宣言を求める申立てを棄却する裁判が取り消すことのできない状態になった後可能な限りすみやかに、合意の効力が帰属すべき者にその旨を裁判所の定める方法で知らせるようにしなければならない。

第 1018 条[破毀の申立て、裁判の取消しの申立て]

1. [最高裁判所への]破毀の申立ては、申立人のみがすることができ、共同でされなければならない。
2. [裁判の]取消し[の申立て]は、民法第 7 編第 907 条第 1 項に規定する財団または社団及び他の申立人が共同でしなければならない。

第 1 文で規定する財団又は社団が解散したときは、取消[の申立て]は、第 1014 条に規定する財団又は社団がすることができる。

第 1 文又は第 2 文で規定する財団又は社団の申立てに基づく裁判の取消しは、損害賠償の権利を有する者であって取消しに異議のある者にはなんらの効果も及ぼさない。

8. 韓国

(1) 韓国の消費者基本法における集団紛争調停（高翔龍『韓国法（第2版）』328頁）

「6 消費者紛争調停委員会の一括的紛争調停（集団紛争調停）の実施

韓国消費者院に設置されている消費者紛争調停委員会（60条）は、多数の消費者に発生する同じ被害またはそれに類似する類型の被害に対して、一括して紛争調停を実施することができる。紛争調停の実施は、大統領令で定める一定期間以上公告するようにする等、既存の紛争調停手続の特例を設けている（68条）。

紛争調停内容を受けた当事者は、その通知を受けた日から15日以内に同委員会に受諾の可否を通報しなければならず、その15日以内に意思表示がないときには、受諾したものとみなされる（67条2項）。このように、受諾するか、受諾したものとみなされるときには、その紛争調停の内容には裁判上の和解と同一の効力を有する（同条4項）。

このような特例を設けたのは、費用負担、手続遅延、感情対立等、訴訟による副作用を防止するとともに、少額多数の被害発生という特性をもつ消費者の問題の一括的・効率的解決することを図るものである。」

(2) 条文（財団法人土地総合研究所ホームページ¹より）

第3節 消費者紛争調停等

第60条（消費者紛争調停委員会の設置） 消費者と事業者間に発生した紛争を調停するため、韓国消費者院に消費者紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置く。

2 調停委員会は、次の各号の事項を審議及び議決する。

一 消費者紛争に関する調停決定

二 消費者紛争調停規則の制定及び改廃

三 その他院長が付議する事項

3 調停委員会の運営及び調停手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第65条（紛争調停） 消費者と事業者間に発生した紛争に関し、第16条第1項²の規定に

¹ <http://www.lij.jp/html/hourei/kankoku/kei/kei025.pdf>

² 第16条（消費者紛争の解決） 国及び地方自治団体は、消費者の不満又は被害が迅速かつ公正に処理されることができるよう、関係機構の設置等必要な措置を講じなければならない。

2 国は、消費者と事業者の間に発生する紛争を円滑に解決するため、大統領令で定めるところにより、消費者紛争解決基準を制定することができる。

3 前項の規定による消費者紛争解決基準は、紛争当事者間に紛争解決方法に関する別

より設置された組織において消費者紛争が解決できない場合又は第 28 条第 1 項第五号の規定による合意勧告に従った合意が成立しなかった場合、当事者又はその組織若しくは団体の長は、調停委員会に紛争調停を申請することができる。

- 2 調停委員会は、第 58 条又は前項の規定により紛争調停の申請を受理した場合には、大統領令で定めるところにより、遅滞なく、紛争調停手続を開始しなければならない。
- 3 調停委員会は、前項の規定による紛争調停のため必要な場合には、第 61 条第 6 項の規定による専門委員会に諮問することができる。
- 4 調停委員会は、第 2 項の規定による紛争調停に先立ち、利害関係人、消費者団体又は関係機関の意見を聞くことができる。
- 5 第 59 条³の規定は、紛争調停手続の中止に関し、これを準用する。

第 66 条（紛争調停の期間） 調停委員会は、第 58 条又は前条第 1 項の規定により紛争調停の申請を受理したときは、その事実を知った日から 30 日以内に、その紛争調停を終えなければならない。

- 2 調停委員会は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により 30 日以内にその紛争調停を終えることができない場合には、その期間を延長することができる。この場合、その理由及び期限を明示し、当事者及び代理人に通知しなければならない。

第 67 条（紛争調停の効力等） 調停委員会の委員長は、前条の規定による紛争調停を終えたときは、遅滞なく、当事者にその紛争調停の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受理した当事者は、その通知を受理した日から 15 日以内に、紛争調停の内容に対する受諾の有無を調停委員会に通報しなければならない。この場合、15 日以内に意思表示がないときは、受諾したものとみなす。
- 3 前項の規定により当事者が紛争調停の内容を受諾した場合又は受諾したものとみなす場合、調停委員会は調停調書を作成し、調停委員会の委員長及び各当事者が記名及び捺印しなければならない。ただし、受諾したものとみなす場合には、各当事者の記名及び捺印を省略することができる。
- 4 第 2 項の規定により当事者が紛争調停の内容を受諾したとき又は受諾したものとみなすときは、その紛争調停の内容は、裁判上の和解と同一効力を有する。

第 68 条（紛争調停の特例） 第 65 条第 1 項の規定にかかわらず、国、地方自治団体、韓国消費者院、消費者団体又は事業者は、消費者の被害が多数の消費者に同一又は類似の

途の意思表示がない限り、紛争解決のための合意又は勧告の基準となる。

- 3 第 59 条（被害救済手続の中止） 韓国消費者院の被害救済処理手続中に裁判所に訴えを提起した当事者は、その時日を韓国消費者院に通報しなければならない。
 - 2 韓国消費者院は、当事者が訴えを提起した事実を知ることとなったときは、遅滞なく、被害救済手続を中止し、当事者にこれを通報しなければならない。

類型で発生する場合であって、大統領令で定める事件については、調停委員会に一括的な紛争調停（以下「集団紛争調停」という。）の依頼又は申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により集団紛争調停の依頼又は申請を受理した調停委員会は、調停委員会の議決をもって次項ないし第7項の規定による集団紛争調停の手続を開始することができる。この場合、調停委員会は、大統領令で定める期間中、その手続の開始を公告しなければならない。
- 3 調停委員会は、集団紛争調停の当事者以外の消費者又は事業者から、その紛争調停の当事者に追加して含めることができるようにする申請を受理することができる。
- 4 調停委員会は、調停委員会の議決をもって、第1項及び前項の規定による集団紛争調停の当事者の中から共同の利益を代表するのに最も相応しい1名又は数人の代表当事者を選定することができる。
- 5 調停委員会は、事業者が調停委員会の集団紛争調停の内容を受諾した場合には、集団紛争調停の当事者以外の者であって、被害を被った消費者に対する補償計画書を作成し、調停委員会に提出するよう勧告することができる。
- 6 第65条第5項の規定にかかわらず、調停委員会は、集団紛争調停の当事者である多数の消費者の中から一部の消費者が裁判所に訴えを提起した場合には、その手続を中止せず、訴えを提起した一部の消費者をその手続から除外する。
- 7 第66条第1項の規定にかかわらず、集団紛争調停の期間は、第2項の規定による公告が終了した日の翌日から起算する。
- 8 集団紛争調停の手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。